

笠間市告示第1094号

平成22年第4回笠間市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成22年10月25日

笠間市長 山口 伸 樹

1 期 日 平成22年11月1日(月)

2 場 所 笠間市議会議場

平成22年第4回笠間市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
11月 1日	月	本 会 議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 請願・陳情（付託） 議案上程・提案理由の説明 質疑・討論・採決（議案の一部）
11月 2日	火	休 会	議案調査 〔議案質疑通告締切(午前中)〕 〔一般質問通告締切(午前中)〕
11月 3日	水	休 会	議案調査
11月 4日	木	本 会 議	会議録署名議員の指名 議案質疑・委員会付託 〔議会運営委員会開催〕
11月 5日	金	休 会	議事整理
11月 6日	土	休 会	
11月 7日	日	休 会	
11月 8日	月	休 会	常任委員会（総務・土木建設）
11月 9日	火	休 会	常任委員会（文教厚生・産業経済）
11月10日	水	休 会	議事整理
11月11日	木	本 会 議	会議録署名議員の指名 一般質問
11月12日	金	本 会 議	会議録署名議員の指名 一般質問 〔討論通告締切(午前中)〕
11月13日	土	休 会	
11月14日	日	休 会	
11月15日	月	本 会 議	会議録署名議員の指名 各委員会委員長報告 質疑・討論・採決（議案の一部） 閉会 〔全員協議会開催〕

平成22年第4回
笠間市議会定例会会議録 第1号

平成22年11月1日 午前10時00分開会

出席議員

議長	28	番	市	村	博	之	君
副議長	17	番	町	田	征	久	君
	1	番	小	磯	節	子	君
	2	番	飯	田	正	憲	君
	3	番	石	田	安	夫	君
	4	番	姥	澤	幸	一	君
	5	番	野	口		圓	君
	6	番	藤	枝		浩	君
	7	番	鈴	木	裕	士	君
	8	番	鈴	木	貞	夫	君
	9	番	西	山		猛	君
	10	番	石	松	俊	雄	君
	11	番	畑	岡		進	君
	12	番	海老	澤		勝	君
	13	番	萩	原	瑞	子	君
	14	番	中	澤		猛	君
	15	番	上	野		登	君
	16	番	横	倉	き	ん	君
	18	番	大	関	久	義	君
	19	番	野	原	義	昭	君
	20	番	杉	山	一	秀	君
	21	番	柴	沼		広	君
	23	番	須	藤	勝	雄	君
	25	番	竹	江		浩	君
	26	番	常	井	好	美	君
	27	番	海老	澤	勝	男	君

欠席議員

	22	番	小	江	一	三	君
	24	番	石	崎	勝	三	君

出席説明者

市長	山口伸樹君
副市長	渡邊千明君
教育長	飯島勇君
市長公室長	小松崎登君
総務部長	塙栄君
市民生活部長	打越正男君
福祉部長	藤枝政弘君
保健衛生部長	菅井信君
産業経済部長	岡井俊博君
都市建設部長	仲田幹雄君
上下水道部長	大和田俊郎君
教育次長	深澤悌二君
消防長	杉山豊君
会計管理者	横田文夫君
笠間支所長	藤枝勉君
岩間支所長	持丸正美君

出席議会事務局職員

事務局長	高野幸洋
事務局次長	前嶋晃司
次長補佐	内桶秀男
主査	高野一
主幹	川野輪良子
事務補	篠崎三枝子

議事日程第1号

平成22年11月1日(月曜日)
午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
諮問第7号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

- 日程第5 報告第9号 専決処分の承認を求めることについて
(平成22年度笠間市一般会計補正予算(第3号))
- 日程第6 委員会提出議案第6号 笠間市議会会議規則の一部を改正する規則について
委員会提出議案第7号 笠間市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第73号 笠間市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
について
議案第74号 笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第75号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
について
- 日程第8 議案第76号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する
条例について
- 日程第9 議案第77号 笠間市母子寡婦福祉会に対する自立援護一時資金貸付けに関する
条例を廃止する条例について
- 日程第10 議案第78号 笠間市特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例につ
いて
- 日程第11 議案第79号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第80号 水戸地方広域市町村圏協議会の廃止について
- 日程第13 議案第81号 字の区域の変更について(小原地区・土地改良関連)
- 日程第14 議案第82号 指定管理者の指定について(笠間市いこいの家「はなさか」)
議案第83号 指定管理者の指定について(笠間クラインガルテン)
議案第84号 指定管理者の指定について(北山公園)
- 日程第15 議案第85号 平成22年度笠間市一般会計補正予算(第4号)
議案第86号 平成22年度笠間市介護保険特別会計補正予算(第2号)
議案第87号 平成22年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
議案第88号 平成22年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
議案第89号 平成22年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計補正予算
(第1号)
議案第90号 平成22年度笠間市水道事業会計補正予算(第3号)

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

- 諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
 諮問第7号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
 日程第5 報告第9号 専決処分の承認を求めることについて
 (平成22年度笠間市一般会計補正予算(第3号))
 日程第6 委員会提出議案第6号 笠間市議会会議規則の一部を改正する規則について
 委員会提出議案第7号 笠間市議会委員会条例の一部を改正する条例について
 日程第7 議案第73号 笠間市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例について
 議案第74号 笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
 議案第75号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
 日程第8 議案第76号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
 日程第9 議案第77号 笠間市母子寡婦福祉会に対する自立援護一時資金貸付けに関する条例を廃止する条例について
 日程第10 議案第78号 笠間市特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例について
 日程第11 議案第79号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について
 日程第12 議案第80号 水戸地方広域市町村圏協議会の廃止について
 日程第13 議案第81号 字の区域の変更について(小原地区・土地改良関連)
 日程第14 議案第82号 指定管理者の指定について(笠間市いこいの家「はなさか」)
 議案第83号 指定管理者の指定について(笠間クラインガルテン)
 議案第84号 指定管理者の指定について(北山公園)
 日程第15 議案第85号 平成22年度笠間市一般会計補正予算(第4号)
 議案第86号 平成22年度笠間市介護保険特別会計補正予算(第2号)
 議案第87号 平成22年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
 議案第88号 平成22年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
 議案第89号 平成22年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)
 議案第90号 平成22年度笠間市水道事業会計補正予算(第3号)

午前10時00分開会

開会の宣告

議長(市村博之君) 皆さんおはようございます。
 ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は26名であります。本日の欠席議員は、22番小園江一三君、24番石崎勝三君であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成22年第4回笠間市議会定例会を開会いたします。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

市長あいさつ

議長（市村博之君） ここで、市長から発言を求められておりますので、許可いたします。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 平成22年第4回笠間市議会定例会の開会に当たりまして、ごあいさつとご報告を申し上げます。

議員各位には、公私ともご多忙のところ定例会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

まず、最近の国内の経済情勢でございますが、回復傾向にありました我が国の景気は、急速な円高や世界経済の減速、エコカー補助金の終了など、国内の政策効果の息切れが重なり、輸出や生産が鈍化し、政府の景気の基準判断も、「足踏み状態になっている」と1年8カ月ぶりに下方修正をしたところであります。

このような状況の中、政府は、総額5兆円規模の円高デフレ対応のための緊急総合経済対策を10月8日に閣議決定し、先日、現在開会中の臨時国会に補正予算案を提出したところであります。

今回の追加経済対策は、雇用・人材育成、新成長戦略の推進、子育て支援や福祉の強化、公共事業などの地域活性化などが柱となっておりますが、子育て、医療・介護・福祉等の分野における地方への支援、地域活性化交付金の創設による地域のインフラ整備等の支援、地方交付税の増額3,000億円、学校施設の耐震化など、地方関連の支援策も含まれておりますので、早期の予算成立が期待されるところであります。

中でも、全体で3,500億円計上されている地域活性化交付金は、「きめ細かな交付金」2,500億円と「住民生活に光をそそぐ交付金」1,000億円の2本に分けられております。「きめ細かな交付金」は、地域の活性化ニーズに応じてきめ細かな事業を実施できるよう支援する目的で創設された交付金であり、「住民生活に光をそそぐ交付金」は、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら光が十分に当ててこられなかった分野である「地方消費者行政」、「DV対策・自殺予防等の弱者対策・自立支援」、「知の地域づくり」に

対する地方の取り組みを支援する目的で創設される交付金であります。それぞれの交付金の趣旨を踏まえながら、対応をしてみたいと考えております。

次に、今年度の重要事務事業の進捗状況についてであります。今年度は、29の事業を重要事務事業に選定し、取り組んでおります。

まず、岩間駅周辺整備事業についてでございます。

岩間地区の新たな玄関口としての整備を進めております。岩間駅周辺整備事業の進捗状況は、自由通路・橋上駅舎の整備につきましては、本年3月にJRと施行協定を締結し、7月に着工、平成24年3月の供用開始を目指して工事を進めているところでございます。

また、都市計画道路岩間駅東大通り線及び日吉町古市線につきましては、今年度末の完成を目指し、着々と工事を進めております。都市計画道路岩間駅東大通り線の延伸部分につきましては、早期整備に向け、用地測量、補償調査等を進めているところでございます。

岩間駅東土地地区画整理事業につきましては、平成24年度完了を目指し、換地計画に基づき区画道路の整備や画地造成を進めております。

次に、新市の一体化を促進する幹線道路の整備でございますが、友部地区と笠間地区を結ぶ南友部平町線につきましては、平成18年度に着手し、平成27年度供用に向け、事業を進めているところでございます。

笠間地区側の国道355号交差点から、やすらぎの森や県教育研修センターにアクセスする道路までの約360メートルにつきましては、平成23年度中の供用を目指し、現在工事を進めているところでございます。

また、友部地区の上町大沢線や笠間地区の笠間小原線についても、早期完成を目指し、順次用地買収や工事を進めているところでございます。

一方、国、県道の整備でございますが、国道50号石井地区内の4車線化工事につきましては年内の完成に向け、また、同じ国道50号の滝川地内にかかる滝川歩道橋につきましては年度内の完成に向け、それぞれ整備が進められているところでございます。

また、大淵地区の県道日立笠間バイパス、鯉淵地区、県立中央病院前の県道南友部内原線の交差点改良、南友部地区、JT前の県道杉崎友部線の道路改良、平町地区、宍戸小学校前の県道大洗友部線の交差点改良が、年度内の完成を目途に工事が進められているところでございます。

これらの市、県、国道の整備により、市内の道路網の整備が一層進み、利便性が高まるものと期待をしております。

次に、農産物のPR事業についてでございます。

市内で生産される農産物のブランド化を目的として設置した「笠間市農産品ブランド化推進協議会」において、このほど「小菊」や「栗」など、5品目の「かさまの粹」の認証農産品が誕生いたしました。今後は、さらなる認証品の創出を図るとともに、笠間市のブランド農産品として積極的にPRをしてみたいと思います。

次に、ふるさとまつりinかさまについてでございます。

10月23、24日に、昨年まで友部地区のイベントとして社協、商工会、農協の各関連団体が一体となって行ってまいりました「笠間市ふるさと友部まつり」と、岩間地区の商工業者の活性化を目的に行ってまいりました「いわま商工まつり」を、笠間市商工会の合併を機の一つにした「ふるさとまつりinかさま」が、旧畜産試験場の跡地でございます「笠間みどりの広場」において開催されました。2日間で2万5,000人の方が訪れ、市民の一体感の醸成、住民相互の交流活動の活性化が図られたと感じているところでございます。

次に、児童館整備事業についてでございます。

「かさまっ子未来プラン」で重点施策として位置づけられております児童館の整備につきましては、今年度検討委員会を設置し、施設の内容や面積の検討を行ってまいりましたが、去る10月に検討結果の報告をいただいたところでございます。

これを受けて、建設場所を友部地区に決定するとともに、本年度から実施設計に着手するための予算を今定例会に計上いたしました。平成24年度当初のオープンを目指し、笠間市にふさわしい児童館となるよう事業の推進を図ってまいります。

次に、東小学校児童クラブの開設についてでございます。

小学校低学年を中心とする児童への放課後の居場所づくりと子育て支援策として実施しております放課後児童クラブでございますが、現在まで実施をしておりませんでした東小学校につきましても、来年度児童クラブを開設するため、開設の準備経費の予算を今定例会に計上をいたしましたところでございます。

これらにより、市内のすべての小学校に児童クラブの設置が完了することとなりますが、今後も、放課後児童クラブの運営につきましてはサービスの向上に努めてまいります。

次に、保育所における衛生環境の整備につきましては、昨年新型インフルエンザの流行があり、児童の健康に対して大きな脅威となりましたが、今後も同様の流行に備え、民間保育所における衛生環境の向上のため、県の補助事業を活用し、感染予防機器等の購入に対して補助を行うこととしまして、今定例会に補助経費を計上いたしました。

次に、23年度の予算編成についてでございますが、先般、予算編成方針を決定したところでございます。

予算の編成におきましては、重要施策として、22年度に引き続き、子育て支援、農業支援、地域医療福祉対策の三つの分野を重要施策として掲げ、今後予算編成を進めてまいります。

各部署におきましては、予算要求の取りまとめをしているところでありますので、要求がまとまった段階で、議員の皆様へご報告をさせていただきたいと考えております。

次に、提出議案等についてご説明を申し上げます。

今回の提出議案は、笠間市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例についてを初めとする議案18件、人権擁護委員候補者の推薦に関する諮問、専決処分の報告

が合わせて5件であります。

一般会計補正予算(第4号)についてであります。今回の補正予算の主なものとしては、児童手当にかわり本年度より創設された「子ども手当」関連の補正、道路事業などにおける国土交通省所管補助交付金関連の補正、給付対象者の増加見込みに対応する障害者自立支援給付費や生活保護給付費に関する補正、茨城県議会議員及び市議会議員の同日選挙執行に関する補正、公債費の確定見込みによる補正、上水道事業への繰出金確定見込みによる補正などの要因により、補正予算総額で6,170万円の減額補正となり、結果、補正後の一般会計の予算規模は、279億1,323万5,000円となります。

また、今回は、児童館建設の設計業務ほか1件の継続費の設定と、児童クラブ運営業務委託などの債務負担行為の設定も計上しております。

後ほど詳しく説明申し上げますので、何とぞ慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。あいつついたします。

開議の宣告

議長(市村博之君) 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長(市村博之君) 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりいたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

議長(市村博之君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、14番中澤 猛君、15番上野 登君を指名いたします。

会期の決定について

議長(市村博之君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期等につきましては、去る10月25日議会運営委員会を開催し、ご審議をいただいております。

ここで、議会運営委員会委員長からご報告をいただきたいと思います。

委員長海老澤勝男君。

〔議会運営委員長 海老澤勝男君登壇〕

議会運営委員長（海老澤勝男君） 議会運営委員会から会議の報告をいたします。

当委員会は、10月25日午前10時から委員会室におきまして、平成22年第4回笠間市議定例会の会期の日程等について協議をいたしました。

会期につきましては、皆様のお手元に配付してあります資料のとおりでございます。本日から11月16日までの16日間といたしました。

初日の本日は、会期の決定、議案等の説明を受け、議案の一部については質疑、討論、採決を行います。

4日は、議案質疑を行い、各委員会への付託となります。

8日と9日は、常任委員会を開催いたします。

11、12、15日の3日間が一般質問となります。

最終日の16日には、各委員会に付託されました議案等の審査結果を委員長から報告を受けた後、討論、採決を行い、終了となります。

なお、初日において即決となります議案は、諮問第4号から諮問第7号、報告第9号、委員会提出議案第6号及び委員会提出議案第7号となります。

以上で報告を終わります。

議長（市村博之君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの委員長報告のとおり、本日から11月16日までの16日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から11月16日までの16日間と決定しました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、ただいま委員長から報告がありましたように、お手元の日程表のとおりでありますので、ご了承ください。

諸般の報告について

議長（市村博之君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

市長から、地方自治法第180条第2項の規定により専決処分の報告が提出されたので、既に議案とともに配付してございますから、ご了承願いたいと思います。

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

諮問第7号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

議長（市村博之君） 日程第4、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについてないし諮問第7号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについての4件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 諮問第4号から第7号、人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについては、関連をしておりますので、一括して提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は、市町村長が議会の意見を聞いて推薦し、法務大臣が委嘱するもので、本市におきましては、現在13名の方々が人権擁護委員として活動されております。

本諮問は、任期満了に伴い、平成20年4月から活動されている高瀬善啓氏及び平沢洋子氏を再度推薦し、鈴木健二氏及び多川伸子氏を新たに推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

よろしく願います。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第4号ないし諮問第7号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託並びに討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、諮問第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、諮問第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、諮問第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、諮問第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

報告第9号 専決処分の承認を求めることについて

（平成22年度笠間市一般会計補正予算（第3号））

議長（市村博之君） 日程第5、報告第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度笠間市一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 報告第9号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した平成22年度笠間市一般会計補正予算（第3号）について、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、総務部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（市村博之君） 総務部長 塙 栄君。

〔総務部長 塙 栄君登壇〕

総務部長（塙 栄君） 報告第9号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

お手元の資料の3ページをお開きいただき、平成22年度笠間市一般会計補正予算書（第3号）をごらんください。

平成22年9月30日付の平成22年度笠間市一般会計補正予算（第3号）は、平成22年10月

1日から新型インフルエンザ対策事業を実施する必要性が生じたことから、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ141万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ279億7,493万5,000円としたものでございます。

まず、歳入についてご説明を申し上げます。

予算書の7ページをお開きください。

15款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金141万8,000円の増は、新型インフルエンザワクチンの接種に受ける低所得者等の経費助成のための県補助金を計上したものであります。

続いて、歳出についてご説明を申し上げます。

最後の8ページをごらんください。

2款総務費、1項総務管理費、14目基金費155万4,000円の減額は、財政調整基金への積立金を減じて、今回の補正予算の一般財源として充当するものでございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費297万2,000円の増は、妊産婦や低所得者等が受ける新型インフルエンザワクチン接種助成事業補助金でございます。

以上で、専決処分しました平成22年度笠間市補正予算（第3号）の報告を終わります。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条3項の規定により、委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、報告第9号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定しました。

委員会提出議案第6号 笠間市議会会議規則の一部を改正する規則について

委員会提出議案第7号 笠間市議会委員会条例の一部を改正する条例について

議長（市村博之君） 次に、日程第6、委員会提出議案第6号 笠間市議会会議規則の一部を改正する規則について及び委員会提出議案第7号 笠間市議会委員会条例の一部を

改正する条例についてを一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長海老澤勝男君。

〔議会運営委員長 海老澤勝男君登壇〕

議会運営委員長（海老澤勝男君） 提案理由を説明いたします。

委員会提出議案第6号 笠間市議会会議規則の一部を改正する規則について、並びに委員会提出議案第7号 笠間市議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、笠間市議会議員の定数が、現在の28人から24名となることに伴い、関係規定を改めるものでございます。

会議規則につきましては、第14条、第16条及び第17条の規定しております議案の提出及び動議の成立などに必要な賛成者の数を、現行の「2人以上」から「1人以上」に改めるものでございます。

委員会条例につきましては、第2条で規定しております各常任委員会の委員の定数を、現行の「7人」から「6人」に改めるものでございます。

なお、これらの改正につきましては、平成23年1月1日から施行となるものです。

以上、会議規則第14条第2項の規定により議会運営委員会から提出をいたしますので、議員各位におかれましては、よろしく賛同を賜りますようお願いを申し上げ、説明といたします。よろしくお願ひします。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） 質疑を終わります。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託がありませんので、直ちに討論を行います。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、委員会提出議案第6号 笠間市議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、委員会提出議案第7号 笠間市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市村博之君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第73号 笠間市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例について

議案第74号 笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第75号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（市村博之君） 次に、日程第7、議案第73号 笠間市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例についてないし議案第75号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第73号 笠間市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例について、議案第74号 笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第75号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

これらの議案は、高度な専門性を備えた人材の活用等を目的とする任期付職員採用制度を導入するため、関連する条例の整備を行うものでございます。

内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（市村博之君） 市長公室長小松崎 登君。

〔市長公室長 小松崎 登君登壇〕

市長公室長（小松崎 登君） それでは、議案第73号から議案第75号まで一括してご説明を申し上げます。

まず、初めに、議案第73号 笠間市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例につきましてご説明を申し上げます。

本条例につきましては、地方公共団体において、内部では得られにくい高度の専門性を備えた民間人材の活用、それから期間が限定される専門的な行政ニーズの対応を図ることを目的とした地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の施行に基づきまし

て、制定するものでございます。

それでは、条例案の1ページをお開きいただきたいと思います。

本条例の構成でございますけれども、全9条で構成されておりまして、まず、第1条におきましては、条例の趣旨を掲げております。第2条から2ページの第3条にかけましては、任期付職員の採用できる場合についての規定でございます。

次に、第4条につきましては、短時間勤務職員を採用できる場合の規定でございます。

次に、3ページに入りまして、第5条につきましては、任期の特例についての規定でございます。6条につきましては、任期を更新する場合の規定でございます。7条につきましては、給与に関する特例についての規定をするものでございまして、特定任期付職員に適用される給料表を定めております。

4ページの8条におきましては、給与条例の適用外といたしまして、特定任期付職員に適用されない手当等について規定をいたしております。

第9条につきましては、条例の施行に関しまして必要な事項を規則で定める旨の規定でございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

次に、議案第74号 笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本条例は、ただいまご説明申し上げました笠間市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定に伴いまして、任期付短時間勤務職員の給与に関する規定につきまして関連事項を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表で説明をさせていただきたいと思います。

1枚めくっていただきまして、2ページをごらんいただきたいと思います。

まず、第6条の3といたしまして、給料月額について規定を追加をいたしております。

次に、3ページの第12条の3第2項の2号におきましては、通勤手当の支給方法について規定を追加いたしております。

次に、5ページの第14条2項につきましては、時間外勤務手当の支給に関しまして規定を追加するものでございます。

それから、第23条につきましては、任期付短時間勤務職員の給与の支給方法につきましては本条例において規定するため、非常勤職員の給与の規定には該当しない旨の追加でございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

次に、議案第75号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

本条例につきましても、先ほど笠間市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定に伴いまして、任期付短時間勤務職員に係る勤務時間及び休暇等に関する

規定につきまして関連する条例を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表の方で説明をさせていただきたいと思えます。

まず、1ページをごらんいただきたいと思えます。

第2条第4項におきまして、任期付短時間勤務職員に係る1週間の勤務時間の上限は32時間とする規定を加えております。

続きまして、2ページに移りまして、第3条第1項及び第2項、それから第4条第2項におきまして、任期付短時間勤務職員の週休日及び勤務時間の割り振りの規定を追加しております。

また、3ページの第12条第1号におきましては、任期付短時間勤務職員の年次休暇の定め方について規定をいたしております。

続きまして、4ページの第18条でございますけれども、任期付短時間勤務職員の勤務時間及び休暇等の規定につきまして本条例において規定するため、非常勤職員の勤務時間、休暇等の規定には該当しない、そういう旨を追加いたしております。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第73号から議案第75号までの説明を終わらせていただきます。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

議案第76号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について

議長（市村博之君） 次に、日程第8、議案第76号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第76号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、平成20年度及び21年度の人事院勧告を尊重し、職員の勤務時間及び育児休業等に関する規定を改正するため、関連する条例について所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（市村博之君） 市長公室長小松崎 登君。

〔市長公室長 小松崎 登君登壇〕

市長公室長（小松崎 登君） それでは、議案第76号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

このたびの本条例の改正につきましては、平成20年度及び平成21年度の人事院勧告に基

づきまして、国家公務員の勤務時間が1週間当たり40時間から38時間45分に改正され、また育児休業等に関する法律が改正されたことによるものでございます。

本条例の構成でございますが、全6条で構成されておりまして、第1条におきましては笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正、第2条におきましては笠間市職員の給与に関する条例の一部改正、また第3条及び第4条におきましては笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部改正、さらに第5条及び第6条におきましては老人福祉センター及び障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表に基づきましてご説明をさせていただきます。

まず、4ページをお開きいただきたいと思います。

第2条におきまして職員の1週間当たりの勤務時間について、また5ページの第3条第2項におきましては週休日及び勤務時間の割り振りについて、さらに6条におきましては休憩時間に関する規定を改正するものでございます。これらにつきましては、1週間当たりの勤務時間が38時間45分となり、1日当たり7時間45分に変更することに伴いまして、改正するものでございます。

続いて、8条の2におきましては、育児休業法の改正に伴いまして、配偶者の就業等の状況にかかわらず、早出遅出勤務が可能となるよう改正するものでございます。

また、第8条の3第2項につきましては、3歳未満の子を持つ職員が、当該子の養育のために請求した場合、時間外勤務の制限の規定を追加するものでございます。

続きまして、8ページから9ページにかけてでございますけれども、職員の給与に関する条例の改正でございます。14条におきましては、時間外勤務手当の支給に係る勤務時間の基準を1日当たり「8時間」とするものを「7時間45分」に改正するものでございます。

続いて、10ページから14ページにかけてでございますが、職員の育児休業等に関する条例の改正でございます。このたび、国における育児休業法の改正につきましては、急速な少子化に対応するため、夫婦がともに仕事と家庭生活の調和を図れるよう措置がとられたものでございます。これに伴いまして、当市におきましても、従来の育児法の取得等の制限の一部を撤廃し、職員の配偶者が育児休業している場合や常に子を養育している状態の場合においても、育児休業等を取得可能とするほか、男性の育児参加促進を図るための規定を追加するとともに、再度の育児休業等を取得する要件を緩和するなど、関連する規定について所要の整備を行うものでございます。

続きまして、16ページに移りまして、笠間市老人福祉センターの設置に関する条例について、また、18ページにつきましては、笠間市障害者福祉センターの設置に関する条例に関しまして、職員の勤務時間の変更に関連し、それぞれ開館時間を改正するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例につきましては、平成23年4月1日より施行するものでございます。

以上で、笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

議案第77号 笠間市母子寡婦福祉会に対する自立援護一時資金貸付けに関する条例を廃止する条例について

議長（市村博之君） 日程第9、議案第77号 笠間市母子寡婦福祉会に対する自立援護一時資金貸付けに関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第77号 笠間市母子寡婦福祉会に対する自立援護一時資金貸付けに関する条例を廃止する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市母子寡婦福祉会が解散したことにより、廃止するものであります。

内容につきましては、福祉部長から説明させますので、よろしく願います。

議長（市村博之君） 福祉部長藤枝政弘君。

〔福祉部長 藤枝政弘君登壇〕

福祉部長（藤枝政弘君） 議案第77号 笠間市母子寡婦福祉会に対する自立援護一時資金貸付けに関する条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

本案は、市が笠間市母子寡婦福祉会に対し無利子で200万円を貸し付けし、福祉会は、会員である母子寡婦世帯に一時援護に充てる資金として無利子で貸し付けをしておりましたが、このほど笠間市母子福祉会が、会の存続が不可能と判断し、解散に至りましたので、本条例を廃止するものであります。

なお、他の制度としては、茨城県母子寡婦福祉資金貸付制度があります。

以上で説明を終わりにします。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

議案第78号 笠間市特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例について

議長（市村博之君） 次に、日程第10、議案第78号 笠間市特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第78号 笠間市特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、都市計画法第8条及び第9条の規定に基づき、笠間都市計画区域内において特定用途制限地域を都市計画に定めるため、特定の用途の建築物を制限する条例を制定するものであります。

内容につきましては、都市建設部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

〔都市建設部長 仲田幹雄君登壇〕

都市建設部長（仲田幹雄君） 議案第78号 笠間市特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例についてご説明を申し上げます。

今般、破産法に基づく破産手続を開始した茨城県住宅供給公社が住宅団地建設を進めてまいりましたプロヴァンス笠間につきましては、今後の土地利用においても居住機能を中心とした土地利用が図られるよう、都市計画法第8条及び第9条の規定に基づく特定用途制限地域の指定を行うものでございます。

1ページをごらんいただきたいと思います。

本文でございますが、第1条では条例の目的を、第2条では用語の定義、第3条ではこのたびプロヴァンス笠間地区において都市計画決定した特定用途制限地域の適用について、第4条では第3条で適用された特定用途制限地域内において制限された建築物の用途について、それぞれ定めるものでございます。

第5条では基準地を、第6条につきましては、この条例が適用される前からある既存の建築物に対する制限の緩和について定めるものでございます。

2ページをお開きください。

第7条から第9条までにつきましては、この条例が適用されます特定用途制限地域内における建築物について良好な環境を害するおそれがないと認め、あるいは公益上やむを得ないと認める建築物に対する特例について条件等を定めるものでございます。

第10条では、この条例の施行に関し、必要な事項について別に定める規則への委任について、第11条では、この条例に違反した者への罰則規定を定めるものでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で、議案第78号についての説明を終わります。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

なお、11時0分に再開いたします。

午前10時49分休憩

午前 11 時 01 分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 79 号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について

議長（市村博之君） 次に、日程第11、議案第79号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第79号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、消防長から説明させますので、よろしくお願いします。

議長（市村博之君） 消防長杉山 豊君。

〔消防長 杉山 豊君登壇〕

消防長（杉山 豊君） 議案第79号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

改正内容でございますが、住宅用防災警報機器の設置免除規定の改正でございます。

新旧対照表でご説明申し上げますので、2ページをお開きいただきたいと思います。

火災予防条例第29条の5は、住宅用防災警報器等の設置免除規定でございます。設置明示対象となるものに、新たに第6号として、複合型居住施設用自動火災報知設備を設置したときを加えるものでございます。これは、共同住宅の一部を利用して小規模なグループホーム等を開設した場合に、複合型居住施設用自動火災報知設備を一定の基準に従い設置したときには、住宅用防災警報器等の設置が免除されるということでございます。

次に、1ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は、平成22年12月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第79号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

議案第 80 号 水戸地方広域市町村圏協議会の廃止について

議長（市村博之君） 次に、日程第12、議案第80号 水戸地方広域市町村圏協議会の廃

止についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第80号 水戸地方広域市町村圏協議会の廃止についての提案理由を申し上げます。

本案は、4市3町1村で構成する水戸地方広域市町村圏協議会を平成23年3月31日をもって廃止することについて、地方自治法第252条の6の規定に基づく同法第252の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（市村博之君） 市長公室長小松崎 登君。

〔市長公室長 小松崎 登君登壇〕

市長公室長（小松崎 登君） 議案第80号 水戸地方広域市町村圏協議会の廃止についてご説明を申し上げます。

水戸地方広域市町村圏協議会につきましては、笠間市を初め、水戸市、ひたちなか市、那珂市、茨城町、大洗町、城里町、東海村の県央地域8市町村における行政の効率化と均衡ある発展を促進するため、昭和46年に設立された協議会でございます。

しかしながら、平成の市町村合併によりまして広域化が図られ、平成21年3月に国の広域行政圏計画策定要綱が廃止されたことに伴いまして、本協議会も所期の目的をおおむね達成したことから、平成23年3月31日をもって廃止するよう、今年5月の本協議会総会において方向性が示されたものでございます。

本協議会の廃止に当たっては、地方自治法の規定により各構成市町村の議会の議決を要するため、本案を提出するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

議案第81号 字の区域の変更について

議長（市村博之君） 次に、日程第13、議案第81号 字の区域の変更についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第81号 字の区域の変更についての提案理由を申し上げます。本案は、県営経営体育成基盤整備事業滝川地区における字の区域の変更及び設定であり

ます。

内容につきましては、産業経済部長から説明させますので、よろしくお願ひします。

議長（市村博之君） 産業経済部長岡井俊博君。

〔産業経済部長 岡井俊博君登壇〕

産業経済部長（岡井俊博君） 議案第81号 字の区域の変更についての内容についてご説明いたします。

内容につきましては、土地改良事業に伴うもので、地区につきましては、小原地区内で平成18年度から実施している県営経営体育成基盤整備事業滝川地区の換地処分に伴い、字の区域の変更を行うものでございます。

詳細につきましては、議案書の別紙、変更調書並びに図面のとおり、受益面積23ヘクタールの中に、字柏原、明理沢、滝川の三つの字がありますが、変更後は、字滝川に統一するもので、地方自治法第260条第1項に基づき、議会の議決を経て、知事に届けるものでございます。

以上でございます。

議案第82号 指定管理者の指定について（笠間市いこいの家「はなさか」）

議案第83号 指定管理者の指定について（笠間クラインガルテン）

議案第84号 指定管理者の指定について（北山公園）

議長（市村博之君） 次に、日程第14、議案第82号 指定管理者の指定について（笠間市いこいの家「はなさか」）ないし議案第84号 指定管理者の指定について（北山公園）の3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第82号から議案第84号、指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

これらの提案は、笠間市いこいの家「はなさか」、笠間クラインガルテン及び北山公園の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、各担当部長から説明させますので、よろしくお願ひします。

議長（市村博之君） 福祉部長藤枝政弘君。

〔福祉部長 藤枝政弘君登壇〕

福祉部長（藤枝政弘君） 議案第82号 指定管理者の指定について説明申し上げます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は笠間市いこいの家「はなさか」、

指定管理者となる団体の名称は社会福祉法人笠間市社会福祉協議会、指定期間は平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間でございます。

今回の指定につきましては、前回と同様に指定管理者を公募することとし、市の広報紙やホームページにより広く募りました。その結果、社会福祉協議会から指定管理者の指定を受けたい旨の申請があり、その内容は、計画に沿って管理を安定して行う能力を有するものであるため、指定管理者として笠間市社会福祉協議会を選定し、あわせて笠間市公の施設における指定管理者の指定手続に関する条例第4条第2項の規定に基づき諮問した指定管理者選定委員会の意見でも、指定管理者候補者として適当であるとの答申をいただいております。

以上で説明を終わります。

議長（市村博之君） 産業経済部長岡井俊博君。

〔産業経済部長 岡井俊博君登壇〕

産業経済部長（岡井俊博君） 議案第83号及び議案第84号についてご説明を申し上げます。

まず、議案第83号、笠間クラインガルテンの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は笠間市笠間クラインガルテン、指定管理者となる団体の名称は茨城中央農業協同組合、指定期間につきましては平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5カ年でございます。

今回の指定につきましては、指定管理者を市の広報紙やホームページにより公募いたし、その結果、2者から指定管理者の指定を受けたい旨の申し出があり、その提案された事業計画が施設の設置目的に合致し、利用者に対するサービス向上及び施設の管理運営体制が安定的、継続的に確保できるため、指定管理者として茨城中央農業協同組合を選定し、あわせて笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第2項の規定に基づき諮問した指定管理者選定審議会におきましても、適当であるとの答申をいただき、今般、指定管理者として茨城中央農業協同組合を選定するものでございます。

続きまして、議案第84号、北山公園の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は北山公園、指定管理者となる団体の名称は笠間市造園建設業協同組合、指定期間は平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5カ年間です。

今回につきましては、指定管理者を市の広報紙やホームページで公募いたしまして、その結果、2者から指定管理者の指定を受けたい旨の申請があり、その提案された事業計画が施設の設置目的に合致し、市民サービスの向上及び施設の管理運営体制などが安定的、継続的に確保できるため、指定管理者として笠間市造園建設業協同組合を選定し、あわせて笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第2項の規定

に基づき指定管理者選定審議会の答申をいただき、適当であるとのことにより、今般、指定管理者として笠間市造園建設業協同組合を選定するものでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

議案第85号 平成22年度笠間市一般会計補正予算（第4号）

議案第86号 平成22年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第87号 平成22年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第88号 平成22年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議案第89号 平成22年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第90号 平成22年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）

議長（市村博之君） 次に、日程第15、議案第85号 平成22年度笠間市一般会計補正予算（第4号）ないし議案第90号 平成22年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）の6件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第85号 平成22年度笠間市一般会計補正予算（第4号）から議案第90号 平成22年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）についての提案理由を申し上げます。

これらの議案は、平成22年度の補正予算であり、一般会計のほか特別会計4会計、企業会計1会計について補正するものであります。

内容につきましては、各担当部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（市村博之君） 総務部長塙 栄君。

〔総務部長 塙 栄君登壇〕

総務部長（塙 栄君） それでは、議案第85号 平成22年度笠間市一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

平成22年度笠間市一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,170万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ279億1,323万5,000円とするものでございます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

第2表継続費補正でございますが、民生費では、児童館の設計業務について、総額

1,500万円を本年度と来年度の2カ年度で設定するものでございます。また、土木費では、笠間地区のJR横断部排水の測量設計業務について、総額1,444万円を本年度と来年度の2カ年度で設定するものでございます。

下の7ページをごらんください。

第3表債務負担行為でございますが、個人市・県民税賦課事務労働者派遣業務委託は平成23年度について、箱田小学校ほか3小学校の児童クラブ運営業務委託と最下段の北川根小学校給食調理業務委託につきましては、平成23年度から平成25年度までの債務負担行為を設定するものであります。

ページをおめくりいただきまして、次の8ページと9ページをごらんいただきたいと思っております。

第4表地方債補正でございます。

8ページの1の追加につきましては、第2表で設定しました継続費の児童館の設計業務において、その財源とする市債を追加するものでございます。

下の9ページの2、変更でございますが、市道整備事業から岩間駅周辺整備事業など、それぞれ事業費の補正に伴う起債限度額の変更によるものでございます。

それでは、歳入歳出の主なものについて、事項別明細書にてご説明いたします。

まず、歳入についてでございますが、12ページをごらんください。

中段でございますけれども、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金2,079万円の増の主なものは、児童手当と子ども手当の財源の調整によるものと、生活保護費負担金9,857万9,000円の増によるものでございます。

この表の一番下でございますが、2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金4,200万2,000円の減は、道路事業などの地域活力基盤創造交付金の交付決定見込みにより減額するものでございます。

13ページをごらんください。

15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金1,394万2,000円の増の主なものは、先ほどの国庫負担金の補正と連動するものであります。児童手当と子ども手当の財源の調整等によるものでございます。

14ページをごらんください。

中段でございますが、3項の委託金、1目総務費委託金1,413万2,000円の減は、市議会議員選挙と同日選挙となります。茨城県議会議員選挙費委託金の経費負担割合に基づく補正でございます。

15ページをごらんください。

一番上段の18款繰入金、3項財産区繰入金、1目大池田財産区繰入金999万8,000円は、財産区に関係する小中学校が楽器等の整備を行うための繰入金でございます。

下段の21款市債、1項市債、1目土木債は、市道整備事業等の事業費補正に伴い16,000

万円を減じ、4目民生債では、児童館整備事業債を新たに420万円計上するものであります。

続いて、歳出の主なものをご説明申し上げます。

16ページをごらんください。

2款総務費、1項総務管理費の中段、5目財産管理費の18節備品購入費425万5,000円は、市長用公用自動車購入費でございます。

次の17ページとなりますけれども、14目基金費は、今回の補正による歳入歳出予算の調整により、財政調整基金積立金を1,492万3,000円増額するものでございます。

中段にございます2項徴税费、1目税務総務費の2,116万1,000円の減は、評価替えのための不動産鑑定委託料の契約差金による減でございます。

下段にございます第4項選挙費、3目茨城県議会議員選挙費及び、次の18ページとなりますが、5目市議会議員選挙費の補正増減は、同日選挙執行による経費負担の変更によるものでございます。

19ページをごらんください。

3款民生費、1項社会福祉費の2目障害者福祉費1,695万6,000円の増の主なものは、20節扶助費における障害者自立支援給付費2,757万5,000円の増等でございます。

21ページをごらんいただきたいと思います。

上段にございますが、2項の児童福祉費の5目子ども手当費6,533万4,000円の減は、児童手当にかわって今年度創設されました子ども手当の減等でございます。

次の3項生活保護費、2目扶助費1億3,151万円の増は、生活保護給付費の増によるものでございます。

また、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費の978万5,000円の増は、日本脳炎予防の医薬材料費及び予防接種委託料等でございます。

24ページをごらんいただきたいと思います。

7款土木費、2項道路橋りょう費、4目幹線道路整備費1億3,681万7,000円の減は、国庫補助対象事業の減によるものでございます。

26ページをお開きいただきたいと思います。

4項都市計画費の6目岩間駅周辺整備事業費3,673万9,000円の増は、国庫補助対象事業の増等によるものでございます。

下の27ページをごらんいただきたいと思います。

中段にございますが、9款教育費、2項小学校費の2目教育振興費841万2,000円の増のうち661万2,000円は、大池田財産区からの繰入金により東小学校等で楽器等の備品を整備するもので、次の28ページとなりますけれども、3項中学校費の2目教育振興費338万6,000円の増のうち268万6,000円も、同様に大池田財産区からの繰入金により東中学校で楽器等の備品を整備するためのものでございます。

最後、30ページをお開きください。

11款公債費、1項公債費、1目元金6,400万円の減及び2目利子3,400万円の減は、今年度支払う元利償還金の確定によるものでございます。

12款諸支出金、1項公営企業費、1目上水道事業支出金1,108万円の増の主なものは、上水道高料金対策補助金1,144万7,000円の増等によるものであります。

以上で、平成22年度笠間市一般会計補正予算(第4号)の説明を終わります。

議長(市村博之君) 福祉部長藤枝政弘君。

〔福祉部長 藤枝政弘君登壇〕

福祉部長(藤枝政弘君) 議案第86号 平成22年度笠間市介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,887万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億4,060万6,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げますので、7ページをお開き願います。

歳入でございますが、3款、1項、1目介護給付費負担金1,181万8,000円の増額は、介護給付費分の国庫負担金でございます。

4款、1項、1目介護給付費交付金1,772万7,000円の増額は、第2号被保険者分の交付金でございます。

5款、1項、1目介護給付費負担金738万6,000円の増は、介護給付費分の県負担金でございます。

8ページをお開き願います。

5款、2項、3目施設整備事業交付金2,026万2,000円の減は、介護基盤緊急整備等臨時交付金の減によるものでございます。

7款、1項、1目介護給付費繰入金738万6,000円の増は、介護給付費分の一般会計からの繰入金でございます。

7款、2項、1目介護給付費準備基金繰入金1,221万9,000円の増は、第1号被保険者の保険料の不足分を基金より繰り入れるものでございます。

歳出でございますが、10ページをお開き願います。

1款、1項、1目一般管理費2,178万9,000円の減は、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金の減によるものでございます。

2款、1項介護サービス費等諸費5,700万円の増額は、在宅介護サービス利用の増加によるものでございます。

12ページをお開き願います。

4款、2項、5目任意事業費200万円の増は、家族介護用品の利用者の増によるものでございます。

以上で説明を終わりにさせていただきます。

議長（市村博之君） 上下水道部長大和田俊郎君。

〔上下水道部長 大和田俊郎君登壇〕

上下水道部長（大和田俊郎君） 議案第87号 平成22年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ840万2,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ25億3,213万9,000円とするものであります。

補正予算の主な内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

7ページをお開き願います。

歳入では、6款繰入金、2項、1目下水道事業基金繰入金560万2,000円の増額は、下水道事業基金からの繰り入れでございます。

8款諸収入、1項、1目雑入280万円の増額は、友部地区の旭平団地内におきまして、ガス会社が古くなったガスの敷設がえ工事を下水道工事に合わせて行い、そのガス管敷設がえ舗装工事分の負担金でございます。

次に、8ページをごらん願います。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

1款下水道費、1項、2目下水道管理費837万円の増額は、汚水ポンプ場及びマンホールポンプ場の修繕費でございます。

2項、1目下水道建設事業費32万2,000円の減額は、消耗品の減額でございます。

次に、議案第88号 平成22年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,435万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ10億9,240万円とするものであります。

第2条は、地方債の補正について定めております。

5ページをお開き願います。

地方債の補正でございますが、限度額を3億5,420万円とするものであります。

補正予算の主な内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

8ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款分担金及び負担金、1項、1目農業集落排水事業費分担金1,020万円の増額は、友部北部地区農業集落排水事業費分担金でございます。

3款県支出金、1項、1目農業集落排水事業費県補助金9,785万円の増額は、補助事業の決定によるものでございます。

5款繰入金、1項、1目一般会計繰入金は、610万円の増額を見込んでおります。

8款市債、1項、1目農業集落排水事業債は、1億20万円の増額を見込んでおります。

9ページをごらんください。

歳出の主なものでございますが、1項農業集落排水事業費、2項、1目農業集落排水事業建設費2億1,435万円の増額は、友部北部1期地区の処理場の設計委託及び管路敷設工事等でございます。

以上で説明を終わります。

議長（市村博之君） 都市建設部長仲田幹雄君。

〔都市建設部長 仲田幹雄君登壇〕

都市建設部長（仲田幹雄君） 議案第89号 平成22年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,097万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億882万9,000円とするものであります。

第2条は、地方債の補正でございます。

4ページをお開き願います。

第2表地方債補正でございますが、岩間駅東土地区画整理事業債の限度額を1,530万円から1,180万円へ変更するものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の主なものにつきまして、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

6ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、1款国庫支出金、1項国庫補助金、1目土木費国庫補助金451万円の減ですが、平成22年度補助金交付額の確定によるものでございます。

次に、7ページをごらんください。

歳出でございますが、1款土地区画整理事業費、2項事業費、1目事業費の820万円の減につきましては、補助金の減により、15節工事請負費を減額するものでございます。

以上で、議案第89号の説明を終わります。

議長（市村博之君） 上下水道部長大和田俊郎君。

〔上下水道部長 大和田俊郎君登壇〕

上下水道部長（大和田俊郎君） 議案第90号 平成22年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

第2条の収益的収入及び支出でございますが、予定額を次のとおり補正するものでございます。

初めに、収入でございます。1款水道事業収益、2項営業外収益を1,110万4,000円増額し、1億6,663万6,000円に補正するものでございます。

次に、支出でございます。1款水道事業費用、4項予備費を1,110万4,000円増額し、3,193万9,000円に補正するものでございます。

第3条の資本的収入でございますが、予定額を次のとおり補正するものでございます。

1款資本的収入、2項他会計出資金を2万4,000円減額し、1,850万8,000円に補正するものでございます。

収入支出の主なもの内容につきましては、補正予算明細書によりご説明申し上げます。

5ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1款水道事業収益、2項営業外収益、3目他会計補助金1,110万4,000円の増額は、高料金対策補助金の算定に係る繰り出し基準の改正に伴う増額及び広域化対策補助金のセンターに係る借換債の利子の確定に伴う減額でございます。

次に、支出ですが、1款水道事業費用、4項、1目予備費1,110万4,000円の増額は、収支のバランスを図るものでございます。

6ページをお開き願います。

資本的収入の1款資本的収入、2項他会計出資金、1目一般会計出資金2万4,000円の減額は、広域化対策出資金の算定に係る借換債の元金の確定に伴う減額でございます。

以上で説明を終わります。

議長（市村博之君） 提案者の説明が終わりました。

散会の宣告

議長（市村博之君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は11月4日に開きますので、ご参集ください。

大変ご苦労さまでした。

午前11時38分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 市村博之

署名議員 中澤 猛

署名議員 上野 登